

近世「急度」考

真 下 三 郎

急度——相守

という関係にあって、それぞれ「手をつき」「言上仕るべく」「相守り」にかかっている。

「急度」が副詞であることは、すでにロドリゲスの“Arte da In-
-rgoa de Japan”, (土井博士訳「日本大文典」)の「副詞」の
中に“Quitto.”がはいっていることで、証明されている。すなわち
この書の「副詞」の項を見ると、次のような説明がある。

○*Quitto*は時鐘や鐘物の本體を讀解するものがあつて、それは「鐘
りの形を替つてゐて、TO(と)に添るか、LO(ど)に添るかす
る。

そして、その例としてCotto(とつと) Cororito(こりり) Tru-
-ntto(つんと) Zundo(ずんど) Xicato(しかと)などを挙げた
中に“Quitto.”がある。これが「急度」であらう。

日本大文典は慶長九年—十三年に刊行されているから、右の文は
近世初期の用法の説明と見てよい。

同じく慶長八年の長崎版「日葡辞書」にも、

Quitto Papel, ou efcrito como final de mandar

近世の文学や文書の中に、よく「急度」という語が現われる。

一、……あの亭主はもと歴々の武家がたそうでござつたが、……と
かくどなたでも大へいにおつしやると返事をいたしましたせぬから…
ずいぶんいんぎんにおつしやつて御らうじませといへば、待合点
して立もどり、急度手をつき、何とぞ其鑿をおうり下さりませ
ろ。……(再成餅)

一、……若右之通運替之仁於有之ハ、急度言上可仕候(寛永十七
年、番頭組頭諸役人江)

一、……向後御条目之趣急度相守、忘却不致様可相心得候(天明二
年、諸社神職等装束御書付)

特に法令類にはその使用が多い。

「急度」は右の用法から見ると、副詞であることは明らかで、右
の文例も、

急度——手をつき

急度——言上可仕

entregar algũa coufa, Ge.

Qitto adu. Apretadamente.

とあって、副詞であることを明らかにしている。この「Qitto、も「急度」であろう。

二

「急度」の意味は、辞書によると、次のようになっている。

(用例略)

大日本国語辞典

急度・屹度①ちよっと。すぐに。②たしかに。必ず。相違なく。

③厳然と。④動かすに。しっかと。ちつと。⑤ずつと。

(平凡社「大辞典」もほぼ同じ)

明解古語辞典

きつと。「屹度」(副) ①動作が速くおこなわれるさま。すばやく。きつと。②厳重に。しっかり。③動かないで。じつと。④ち

ゃんと。確かに。正しく。

古語辞典

〔急度・屹度〕(副) ①すぐに。すばやく。②必ず。まちがいない。③おごそかに。きびしく。④じつと。動かないさま。

大体どの辞書も表現に小異はあるが、いうところは、

一、動作が早く行なわれるさま。

二、動作が確かに行なわれるさま。

三、動作が厳しく行なわれるさま。

四、動作が動かないさま。

というようにまとめることができる。しかしこのうちの四、すなわ

ち右の辞書の解のうち「じつと」とか「動かないで」とか「動かないさま」とかしているのは、「きつと」だけでなく、「抜きますぞ。きつとしてござれ」(狂言針立雷)や「仏のやうにきつとして居やうぞ」(狂言六地藏)のように、「きつとして」ということはの場合の解釈であるが、一の「動作が早く行なわれるさま」と相反するような感じを与える。これはどう考えればよいであろうか。

そこでこれは、総括して「急度」は「心身の緊張しているさまを示すもの」と解釈した方がまざっていると思う。つまり緊張が動態の身体に出れば「すばやく」となり、静態に現われれば「じつと」「動かないで」となるであろう。又緊張が気の持ちよう、心の状態に現われれば「厳しく」「おごそかに」「厳重に」「しっかり」「ちゃんと」「確かに」「正しく」となると見てよいのではなからうか。冒頭の三例も、心身の緊張を内部に秘めた状態であると解することができる。

上記「日本大文典」に「披露状といふ書状について」の項で、書状の初のところは主人が天下殿その他の方のやうな趣めて高貴な人々であるならば、どういふ方であるかといふ事に依じて、次のやうに敬するのが普通である。

Tuxxinde gonjō itaxi soro.

Qitto gonjō tukanatcuri soro.

という例をあげている。すなわち「謹んで」と「きつと」が大体同様な内容を示すものと言っているが、それから考えても「きつと」は「心身の緊張した状態」と解することができる。

三

近世において「急度」が最も多く用いられているのは、上記の如く法令類であるが、その中に次のような用例が時々散見する。

一……審申問敷、以來相青ニおゐてハ急度可被仰付候（慶安二年、奢停止覺）

一……其趣若於違背ハ、可被行罪科旨ニ候之条、令承知之、未流等急度可申渡者也。（寛文三年、自證毀他制止之事）

これらの「急度」も「心身を緊張させて」すなわち「きびしく」「固く」の意味で用いられているが、その意味に解すると、「急度」を受けるべき何かのことが欠けているように思われる。正しくは、

急度——（罪科に）——仰せつけらるべく候。

急度——（条々相守るべく）——申渡すべきもの也。

でなければならぬから、カッコで示した、目的語的な部分が省略されていることになる。法令類にはこのような用例が少くない。

一……若違背申もの於有之ハ、急度可被仰付候事。（寛文八年、諸色直段之事）

一……若隠候而新板候者於有之ハ、御穿鑿之上、急度可被仰付候間。（延宝元年、板行町触）

一……名主共非分成儀於有之ハ、急度可申付候間。（宝永三年、礼金等可相止事）

一……吟味之上急度可申付者也。（享保十一年、博奕高礼）

一……相聞候ハ、急度可申付候。（享保十五年、高値臨時町触）

一……右之趣於相青ハ、急度可申付候間。（延享元年、薪炭問屋之儀町触）

一……若相背候ハ、吟味之上、急度可申付もの也。（寛政十年、仏像撞鐘ニ付書付）

この理由として、およそ次のような事が考えられる。

もとより起草者の国語に関する能力の不足という事もあって、舌足らずの表現となったのかも知れないが、省略の形があまりに多すぎることに、もつとほかの理由があったことを思わせる、それはつまり、目的語的な部分がなくても、存在しているのと同じような印象を与えている「慣用」ないし「意識」があったのではなからうか。「急度申し付けらるべく候」という表現で、「急度罪科に申し付けらるべく候」という意味を表わしていて、それで法令の末尾が成立するものと、受取られていたものであろう。言いかえれば、「急度」の使用が広く普及して、その結果、証文の末尾に書く「仍為後日如件」のごとく、法令の末尾に用いられる一種のきまり文句となったのである。

四

「きつ」とが漢字で書かれる場合に、「急度」と書かれているのは、近世以前、すでに多くの辞書によって先例が見いだされる。節用集では「饅頭屋本」も「易林本」も、ともに「き」の部に、

急度

と明記している。その他明心本・運歩・増刊、いずれも同様である。

しかし又、辞書によっては、次のように他の表記を採っているものもある。

屹キツト

温故知新集

キツトミル
屹看
キツトミナク
屹向上

蓮歩色葉集

易林本節用集

ただし「屹」「屹」は文になつた場合の表記のようである。しかし頻度の数からいへば「急度」が圧倒的に多い。辞書だけでなく、文書の類にも、

信長記 — 急度瞞玉へば……

江湖集 — 急度焼香三拜スル処テ……

雲陽集 — 急度思ひ立て……

書状にも同じである。

急度可參上の趣。

急度出来可仕候。

急度有不審之子細被申候。

などの文言が用いられている。

近世以前はしかり、近世にはいっても、かような傾向が引き続きに見られる。そしてむしろ「急度」にはほ一定したもののようにである。特に法令類はすべてそれを使った。

一、……以衆評、急度可代替其住持者也。（慶長十四年、高野山法度）

一、……年貢令難波聖於有之者、急度可為曲事之事。（寛永十九年、郷村法度）

一、……手代等まで無油断急度可申付者也。（慶安五年、御代官衆心得之条々）

一、……急度曲事に可被仰付候間。（承応二年、風呂焼刻限之事）

一、……番衆中へ急度可被申渡候。（明暦二年、二条在番衆作法覚）

一、……急度可及沙汰事。（寛文五年、諸宗寺院法度）

一、……右之通急度可被相守者也。（元祿十年、長崎表御仕置之儀下知）

一、……右之通被仰出候間急度可相守候。（元祿十七年、音物振舞等之儀ニ付）

一、……急度其旨を可相心得者也。（正徳五年、新金銀通用ニ付お触書）

一、……五ヶ年に限り急度可引替事。（享保三年、新金銀引替之法）

一、……急度越度ニ可申付候。（享保八年、切レ金銀通用之儀ニ付御触書）

一、……前条之趣共向後無之様入念急度可被申付候。（寛保三年、大名留守居身持の事）

一、……村役人共に急度仕置可申付候。（明和四年、病人倒人取扱之儀ニ付御触書）

一、……若金を囲置候様成儀も於有之ハ急度替可申付候。（安永八年、二朱銀通用の事）

一、……若狼之儀於有之ハ、急度可及沙汰候。（天保十一年、諸家勸請神仏の御触）

一、……相背候もの有之候ハ、吟味之上急度替可申付候。（慶応元年、物価之儀）

書状には「急度」「屹度」「きつと」などが用いられているが、やはり急度が多い。

一、急度申入候。去月廿二日に蔚山面へ、大明、人数十万取かけ、其ま、打つめ、同廿三日に総構おしよせ候処に、卯の刻より巳の下

刻まで防戦候といへども……。（蔚山籠城中の加藤清正等より出征

諸将へ)

一、安積覚兵衛儀当代に而よき儒者に而御座候。……此度論贊之中
杯、ひたと往復致し、愚案を尋候而、愚案千慮之一得候へ者、早
連服し候而、殊之外得益候由に而、悦被申越候。流石と感じ申義
に御座候。其内此方存誤候事は、亦急度申越候故、此方之益に罷
成申候。……(室鳩巢より青地札幹へ)

一、……此行は偏に米沢今侯の、老侯への御孝心より事起り候。……
老侯常々遙念止れざるに付、今侯其処を甚御勞念有之候て、屹度
市谷へ御願違有之候に付、市谷にても、甚孝心を感心致され候故
……。 (細井平洲より樺島公礼へ)

一、……中臣諱天神之寿詞と云所に至て、其文を出して註解、凡て
五十巻ばかりに仕藝よと、玉木元吉といふ松平越中殿の謙士に申
付候。きつと為とげる若もの也。……(平田篤胤より伴信友へ)

一、……御宛行之所は、何分五口十五金位之上は、出来不仕、歴年
之上は御増秩も屹度可有之程、被仰聞候得共、当分狼狽可仕候
歟。……。(頼春水より長久保源兵衛へ)

一、……私事当家滅亡を見つゝながらへ居候も残念に候間、急度覚
悟致候心得に付、……。 (静寛院宮より橋本少将へ)

かように近世においては、ほとんど「急度」に一定した観がある
が、ただし辞書類の中には、やはり近世以前の節用集と同じく、

「急度」(きつと)を掲げるとともに、「乞」(きつと)を収めて
いるものがある。貞享三年初春の頭書増補節用集全全も、元祿十四年
正月の広益増字万宝節用集も、寛延三年の永代節用無尽蔵も、みなそ
うである。これは文字を掲示する節用集としては、文字の日常の用
不用に關係なく集載する必要があつたがためであらう。

五

中世以後、かなで表記されていた語が、文書や書状や法今など
の、漢字を主としたものに用いられる際は、その音を表わす漢字が
適当に当てられる場合が多かつた。たとえば易林本節用集には、

あらしー荒猿・有増

いやましー歌増

いらいらしきー苛々數

はらりー破落利

りっぱー立派

ずんどー寸斗

などの例が見える。「きつと」もこの方法によつて漢字を当てら
れ、最初は「急度」「屹」「乞」などと表記されたが、この中で
「急度」が人々の好みに合して、文書や書状に多く用いられ、つい
に最後の勝利を得たものであらう。

(本学教授)